

## 延岡市地域生活支援拠点等の整備に関する要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の一の3による地域生活支援の拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）を整備するために必要な事項を定めるものとする。

### （地域生活支援拠点の機能）

第2条 地域生活支援拠点は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に定める障害者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に定める障害児及びその家族（以下「障がい者等」という。）の高齢化及び重度化並びに親なき後を見据えつつ、障がい者等の地域生活を支援するため、次に掲げる機能を担うものとする。

#### （1）相談

緊急時に支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能。

#### （2）緊急時の受入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

#### （3）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の場・機会を提供する機能。

#### （4）専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

#### （5）地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

### （実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、延岡市とする。ただし市長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営ができると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

### （地域生活支援拠点を実施する事業者の登録等）

第4条 第2条各号に掲げる機能を担おうとする事業者は、事前に市と協議を行った上で、

延岡市地域生活支援拠点等事業実施届出書（様式第1号）に、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定していること。以下、「運営規程」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、拠点事業を実施する事業所として登録を行い、延岡市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）により届出者へ通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録した事業者（以下「登録事業者」という。）について、名称及び所在地、法人名、連絡先、担う機能、事業内容等の公表を行うものとする。
- 4 登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、延岡市地域生活支援拠点等事業実施届出書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。
- 5 登録事業者は、拠点事業を廃止し、又は休止するときはその1月前までに、拠点事業を再開したときは、再開後10日以内に、延岡市地域生活支援拠点等事業実施届出書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。
- 6 登録事業者は、実施した事業の内容について記録し、市から当該記録の提出の求めがあった場合は、当該記録を提出するものとする。

#### （個人情報の保護）

第5条 登録事業者の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及び当該利用者の家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

#### （登録の取消し等）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業者に係る第4条第1項に規定する登録を取り消すことができる。

- （1）事業者が、不正の手段により第4条第2項の登録を受けたとき。
- （2）登録事業者が、第2条第1項各号に掲げるいずれの機能も担っていないと判断されたとき。
- （3）事業者が、総合支援法第36条第3項各号、児童福祉法第21条の5の15第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は前項の規定により登録の取消しを行ったときは、当該事業者に対し、文書で通知する。

#### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。